

宮津市公報

平成29年1月4日
宮津市字柳縄手
345番地の1
宮津市総務部総務課発行

目 次

条 例

25 宮津市長及び副市長の給与に関する条例の一部を改正する条例	1
26 宮津市一般職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	1
27 宮津市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例	9
28 宮津市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例	10
29 宮津市水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例	11
30 宮津市営駐車場条例の一部を改正する条例	11
31 宮津市市税条例の一部を改正する条例	12
32 宮津市国民健康保険税条例の一部を改正する条例	14
33 宮津市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例	15

規 則

16 宮津市職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則	16
17 初任給、昇給、昇格等の基準に関する規則の一部を改正する規則	17

告 示

114 字の区域及び名称の変更	18
115 字の区域及び名称の変更	19
116 宮津市下水道排水設備指定工事業者の異動届	20
117 宮津市下水道排水設備指定工事業者の異動届	21
118 宮津市下水道排水設備指定工事業者の指定	21
119 宮津市下水道排水設備指定工事業者の指定辞退届	21
120 宮津市高齢者福祉施設等整備促進補助金交付要綱の一部を改正する要綱	22
121 市道路線の一部廃止	22
122 市道路線の区域変更	23
123 宮津市臨時福祉給付金（経済対策分）支給要綱	23
124 宮津市漁業近代化資金利子補給金交付要綱の一部を改正する要綱	27
125 宮津市職員の再任用の手續等に関する要綱の一部を改正する要綱	27
1 宮津市指定ごみ袋（燃やすごみ用袋、燃やさないごみ用袋）の取扱いによる一般廃棄物手数料の徴収及び収納の事務に係る収納事務受託者の氏名の変更	27
2 大型ごみ処理手数料券の取扱いによる一般廃棄物処理手数料の徴収及び収納の事務に係る収納事務受託者の氏名の変更	28

公 告

62 宮津市営住宅の入居者の公募	28
63 公示送達	29
64 農用地利用集積計画の縦覧	29
65 公示送達	29
1 条件付一般競争入札の実施	29
2 条件付一般競争入札の実施	32

水道企業

《告示》

- 6 宮津市指定給水装置工事業者の指定 34

教育委員会

《告示》

- 18 宮津市教育委員会定例会の招集 35

選挙管理委員会

《告示》

- 41 有権者総数の50分の1の数 35
42 有権者総数の3分の1の数 35
43 有権者総数の6分の1の数 35

農業委員会

《告示》

- 13 宮津市農業委員会総会の招集 36

条 例

宮津市長及び副市長の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年12月22日

宮津市長 井 上 正 嗣

宮津市条例第25号

宮津市長及び副市長の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 宮津市長及び副市長の給与に関する条例（昭和60年条例第2号）の一部を次のように改正する。

第5条中「100分の165」を「100分の175」に改める。

第2条 宮津市長及び副市長の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条中「100分の150」を「100分の155」に、「100分の175」を「100分の170」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の宮津市長及び副市長の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、平成28年12月1日から適用する。

（給与の内払）

- 3 改正後の条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の宮津市長及び副市長の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定に基づく給与の内払とみなす。

* * *

宮津市一般職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年12月22日

宮津市長 井 上 正 嗣

宮津市条例第26号

宮津市一般職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 宮津市一般職職員の給与に関する条例（昭和30年条例第27号）の一部を次のように改正する。

第20条第4項中「100分の157.5」とする」を「100分の167.5」とする」に改める。

第21条第2項中「規則に定める」を「規則で定める」に、「掲げる額」を「定める額」に改め、同項第1号中「100分の80」を「100分の90」に改め、同項第2号中「100分の37.5」を「100分の42.5」に改める。

別表第1から別表第2の2までを次のように改める。

別表第1（第4条関係）

行政職給料表

職員の 区分	職務 の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用 職員以 外の職 員		円	円	円	円	円	円
	1	141,600	191,700	227,900	261,100	287,100	317,700
	2	142,700	193,500	229,500	263,000	289,300	319,900
	3	143,900	195,300	231,000	264,800	291,600	322,200
	4	145,000	197,100	232,600	266,900	293,700	324,400
	5	146,100	198,700	234,100	268,700	295,700	326,600
	6	147,200	200,500	235,800	270,600	298,000	328,600
	7	148,300	202,300	237,300	272,500	300,300	330,800

8	149,400	204,100	238,900	274,600	302,500	333,000
9	150,500	205,800	240,300	276,700	304,600	335,100
10	151,900	207,600	241,800	278,700	306,900	337,300
11	153,200	209,400	243,400	280,800	309,100	339,400
12	154,500	211,200	244,800	282,800	311,400	341,600
13	155,800	212,600	246,300	284,800	313,500	343,500
14	157,300	214,400	247,800	286,900	315,600	345,500
15	158,800	216,100	249,100	288,900	317,800	347,600
16	160,400	217,900	250,500	290,900	319,900	349,600
17	161,700	219,600	252,000	292,900	322,000	351,400
18	163,200	221,300	253,700	294,900	324,000	353,400
19	164,700	222,900	255,400	297,000	326,100	355,200
20	166,200	224,500	257,200	299,000	328,100	357,100
21	167,600	226,000	258,800	301,000	330,000	359,100
22	170,300	227,700	260,600	303,100	332,100	361,000
23	172,900	229,300	262,300	305,100	334,100	363,000
24	175,500	230,900	264,000	307,200	336,200	364,900
25	178,200	232,200	266,000	309,000	337,700	366,900
26	179,900	233,700	267,900	311,100	339,600	368,800
27	181,600	235,100	269,700	313,200	341,500	370,800
28	183,300	236,400	271,500	315,200	343,400	372,800
29	184,800	237,700	273,200	317,100	345,100	374,300
30	186,600	238,900	275,100	319,100	347,000	376,100
31	188,400	239,900	277,000	321,200	348,900	377,900
32	190,100	241,100	278,700	323,300	350,700	379,500
33	191,700	242,400	280,400	324,700	352,600	381,300
34	193,200	243,600	282,300	326,700	354,400	382,700
35	194,700	244,800	284,100	328,600	356,200	384,200
36	196,200	246,100	286,000	330,700	357,900	385,800
37	197,500	247,000	287,600	332,600	359,300	387,200
38	198,800	248,400	289,300	334,500	360,600	388,400
39	200,100	249,800	291,100	336,500	362,000	389,600
40	201,400	251,300	292,900	338,400	363,400	390,700
41	202,700	252,700	294,600	340,300	364,700	391,800
42	204,000	254,100	296,300	342,200	365,600	393,000
43	205,300	255,500	297,900	344,000	366,700	394,200
44	206,600	256,800	299,500	345,900	367,800	395,300
45	207,800	258,000	301,200	347,400	368,600	396,000
46	209,100	259,300	302,900	348,800	369,500	396,700
47	210,400	260,700	304,500	350,300	370,400	397,400
48	211,700	262,000	306,200	351,800	371,300	398,100
49	212,800	263,300	307,300	353,400	372,200	398,700
50	213,900	264,400	308,800	354,200	373,000	399,300
51	214,900	265,700	310,300	355,400	373,800	399,800
52	216,000	267,000	311,900	356,400	374,600	400,200
53	217,100	268,000	313,500	357,300	375,300	400,600
54	218,100	269,100	315,100	358,400	376,000	400,900
55	219,000	270,400	316,700	359,300	376,700	401,200
56	220,000	271,700	318,200	360,400	377,400	401,500

57	220,600	272,800	319,700	361,300	377,900	401,800
58	221,500	273,800	320,900	362,000	378,500	402,100
59	222,300	274,800	322,100	362,700	379,100	402,400
60	223,200	275,900	323,300	363,400	379,800	402,700
61	223,900	277,100	324,000	363,800	380,200	403,000
62	224,900	278,100	324,900	364,400	380,900	403,300
63	225,700	279,000	325,700	365,100	381,500	403,600
64	226,600	280,000	326,500	365,800	382,100	403,900
65	227,300	280,700	327,400	366,100	382,500	404,200
66	228,100	281,600	327,800	366,800	383,100	404,500
67	229,000	282,300	328,500	367,500	383,700	404,800
68	230,100	283,200	329,300	368,200	384,300	405,100
69	230,800	284,200	330,100	368,500	384,700	405,300
70	231,500	285,000	330,800	369,100	385,200	405,600
71	232,100	285,800	331,500	369,800	385,700	405,900
72	232,900	286,600	332,200	370,400	386,300	406,200
73	233,700	287,400	332,700	370,700	386,600	406,400
74	234,400	287,900	333,300	371,300	387,000	406,700
75	235,100	288,300	333,800	372,000	387,400	407,000
76	235,700	288,800	334,400	372,600	387,800	407,200
77	236,400	288,900	334,700	373,000	388,100	407,400
78	237,200	289,300	335,200	373,500	388,400	407,700
79	238,000	289,500	335,600	374,100	388,700	408,000
80	238,700	289,900	336,100	374,600	389,000	408,200
81	239,400	290,100	336,500	375,100	389,200	408,400
82	240,100	290,300	337,000	375,700	389,500	408,700
83	240,800	290,700	337,500	376,200	389,800	409,000
84	241,500	291,000	338,000	376,500	390,000	409,200
85	242,100	291,300	338,300	376,900	390,200	409,400
86	242,800	291,600	338,700	377,400	390,500	
87	243,500	291,900	339,200	377,800	390,800	
88	244,200	292,300	339,600	378,200	391,000	
89	244,900	292,600	339,900	378,600	391,200	
90	245,400	293,000	340,300	379,100	391,500	
91	245,800	293,300	340,800	379,500	391,800	
92	246,300	293,700	341,200	379,900	392,000	
93	246,600	293,800	341,400	380,200	392,200	
94		294,000	341,800			
95		294,400	342,300			
96		294,800	342,700			
97		295,000	342,800			
98		295,300	343,300			
99		295,700	343,700			
100		296,100	344,000			
101		296,300	344,300			
102		296,600	344,700			
103		297,000	345,100			
104		297,300	345,500			
105		297,500	346,000			

106		297,800	346,400			
107		298,200	346,800			
108		298,500	347,200			
109		298,700	347,700			
110		299,100	348,100			
111		299,500	348,400			
112		299,800	348,700			
113		299,900	349,200			
114		300,200				
115		300,500				
116		300,900				
117		301,100				
118		301,300				
119		301,600				
120		301,900				
121		302,300				
122		302,500				
123		302,800				
124		303,100				
125		303,400				
再任用 職員	186,900	214,400	254,400	273,800	288,900	314,300

備考 この表は、教育職給料表及び特定任期付職員給料表の適用を受ける職員以外の職員に適用する。

別表第 2 (第 4 条関係)

教育職給料表

職員の 区分	職務 の級 号給	1 級	2 級	3 級
		給料月額	給料月額	給料月額
再任用 職員以 外の職 員		円	円	円
	1	157,200	173,300	292,600
	2	158,700	175,400	295,300
	3	160,200	177,500	298,200
	4	161,700	179,700	300,700
	5	163,400	181,800	303,300
	6	165,400	184,000	305,700
	7	167,200	186,200	308,000
	8	169,000	188,400	310,500
	9	170,800	190,800	312,900
	10	172,900	193,600	315,500
	11	175,000	196,300	318,300
	12	177,000	199,100	321,200
	13	179,000	202,000	323,700
	14	181,300	203,700	325,700
	15	183,500	205,500	327,800
	16	185,700	207,200	330,100
	17	188,000	209,000	332,300
	18	190,700	210,700	334,600
19	193,200	212,400	336,900	

20	195,700	214,100	339,000
21	198,300	215,900	341,300
22	200,000	217,800	343,600
23	201,700	219,700	345,900
24	203,400	221,700	348,200
25	204,900	223,400	350,100
26	206,600	225,400	352,000
27	208,200	227,400	353,900
28	209,700	229,400	355,800
29	211,400	231,400	357,600
30	213,100	234,100	359,500
31	214,900	236,800	361,200
32	216,600	239,600	363,100
33	218,100	242,200	364,700
34	219,800	245,000	366,400
35	221,600	247,700	368,200
36	223,300	250,400	370,000
37	224,800	252,900	371,900
38	226,500	255,500	373,400
39	228,200	258,000	375,000
40	230,000	260,300	376,600
41	231,600	263,100	377,800
42	233,300	265,500	379,200
43	234,900	267,700	380,600
44	236,500	270,000	382,100
45	238,300	272,200	383,700
46	239,800	274,400	385,300
47	241,200	276,600	386,900
48	242,600	278,700	388,400
49	244,000	281,000	389,800
50	245,400	283,000	391,400
51	247,000	284,900	392,900
52	248,200	287,000	394,300
53	249,300	288,800	395,500
54	250,700	291,200	396,800
55	251,900	293,500	397,900
56	253,100	296,100	399,100
57	254,400	298,200	400,500
58	255,600	300,700	401,700
59	256,700	303,100	402,900
60	257,900	305,800	404,200
61	259,300	308,200	405,400
62	260,500	310,700	406,400
63	261,700	313,200	407,900
64	262,700	315,500	409,200
65	263,700	317,800	410,400
66	265,100	320,100	411,500
67	266,500	322,200	412,700
68	268,000	324,400	413,800

69	269,600	326,700	414,800
70	271,200	328,800	416,100
71	272,700	331,000	417,300
72	274,100	333,000	418,500
73	275,200	335,200	419,100
74	276,400	337,300	419,900
75	277,700	339,500	420,600
76	279,000	341,700	421,100
77	280,400	343,600	421,400
78	281,500	345,500	421,800
79	282,700	347,400	422,200
80	283,900	349,200	422,600
81	285,100	351,100	423,000
82	286,100	352,900	423,400
83	287,300	354,500	423,800
84	288,500	356,300	424,100
85	289,500	357,600	424,400
86	290,400	359,300	424,800
87	291,300	360,800	425,200
88	292,300	362,300	425,500
89	293,400	363,700	425,800
90	294,400	365,000	426,100
91	295,300	366,400	426,400
92	296,200	367,900	426,600
93	296,600	369,400	426,800
94	297,300	370,700	
95	298,000	372,000	
96	298,800	373,200	
97	299,600	374,200	
98	300,400	375,300	
99	301,200	376,300	
100	301,900	377,300	
101	302,900	378,200	
102	303,400	379,200	
103	303,900	380,200	
104	304,400	381,200	
105	304,600	382,000	
106	305,000	383,000	
107	305,300	383,900	
108	305,500	384,900	
109	305,700	385,700	
110	305,900	386,700	
111	306,200	387,700	
112	306,500	388,700	
113	306,700	389,300	
114	306,900	390,200	
115	307,100	391,200	
116	307,400	392,100	
117	307,700	392,900	

118	308,000	393,600	
119	308,300	394,400	
120	308,600	395,200	
121	308,700	395,800	
122	308,900	396,600	
123	309,200	397,300	
124	309,500	398,000	
125	309,700	398,600	
126		399,400	
127		399,900	
128		400,500	
129		401,200	
130		401,800	
131		402,300	
132		402,800	
133		403,100	
134		403,400	
135		403,700	
136		404,000	
137		404,300	
138		404,600	
139		404,900	
140		405,200	
141		405,500	
142		405,800	
143		406,100	
144		406,400	
145		406,600	
146		407,000	
147		407,300	
148		407,500	
149		407,700	
再任用 職員	227,200	273,700	327,700

備考 この表は、幼稚園に勤務する教育職員に適用する。

別表第2の2(第4条関係)

特定任期付職員給料表

号給	給料月額
	円
1	372,000
2	420,000
3	471,000
4	532,000
5	607,000
6	709,000
7	829,000

備考 この表は、特定任期付職員に適用する。

第2条 宮津市一般職職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第10条第2項第2号中「及び孫」を削り、同項中第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、同

項第 3 号中「60歳」を「満60歳」に改め、同号を同項第 4 号とし、同項第 2 号の次に次の 1 号を加える。

(3) 満22歳に達する日以後の最初の 3 月31日までの間にある孫
第10条第 3 項を次のように改める。

3 扶養手当の月額、前項第 1 号及び第 3 号から第 6 号までに掲げる扶養親族については、6,500 円、同項第 2 号に掲げる扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については 1 人につき 10,000 円とする。

第11条第 1 項中「一に該当する」を「いずれかに掲げる」に改め、「(新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に第 1 号に該当する事実が生じた場合において、その職員に配偶者がいないときは、その旨を含む。)」を削り、同項第 1 号中「としての」を「たる」に改め、同項第 2 号中「としての」を「たる」に、「前条第 2 項第 2 号又は第 4 号」を「扶養親族たる子又は前条第 2 項第 3 号若しくは第 5 号」に改め、同項第 3 号及び第 4 号を削り、同条第 2 項中「扶養親族がない職員に前項第 1 号」を「職員に扶養親族で前項の規定による届出に係るものがない場合においてその職員に同項第 1 号」に、「生じた場合においては」を「生じたときは」に、「すべて」を「全て」に改め、同条第 3 項を次のように改める。

3 扶養手当は、次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その事実が生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月の翌月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、第 1 号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定について準用する。

(1) 扶養手当を受けている職員に更に第 1 項第 1 号に掲げる事実が生じた場合

(2) 扶養手当を受けている職員の扶養親族で第 1 項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族たる要件を欠くに至った場合

(3) 職員の扶養親族たる子で第 1 項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった場合

第20条第 4 項中「100分の157.5」を「100分の162.5」に、「100分の167.5」を「100分の162.5」に改める。

第21条第 2 項第 1 号中「当該職員」を「当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員」に、「勤勉手当基礎額」を「扶養手当の月額を加算した額」に、「100分の90」を「100分の85」に改め、同項第 2 号中「100分の42.5」を「100分の40」に改め、同条第 3 項中「及び扶養手当」及び「の合計額」を削る。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 2 条及び附則第 5 項の規定は、平成29年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 1 条の規定（第20条第 4 項及び第21条第 2 項の改正規定を除く。）による改正後の宮津市一般職職員の給与に関する条例の規定は、平成28年 4 月 1 日から適用する。
- 3 第 1 条の規定（第20条第 4 項及び第21条第 2 項の改正規定に限る。）による改正後の宮津市一般職職員の給与に関する条例の規定は、平成28年12月 1 日から適用する。

(給与の内払)

- 4 第 1 条の規定による改正後の宮津市一般職職員の給与に関する条例の規定を適用する場合には、第 1 条の規定による改正前の宮津市一般職職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、第 1 条の規定による改正後の宮津市一般職職員の給与に関する条例の規定に基づく給与の内払とみなす。

(平成30年 3 月31日までの間における扶養手当に関する特例)

- 5 平成29年 4 月 1 日から平成30年 3 月31日までの間は、第 2 条の規定による改正後の宮津市一般職職員の給与に関する条例第10条第 3 項及び第11条の規定の適用については、同項中「及び第 3 号か

ら第6号までに掲げる扶養親族については6,500円、同項第2号に掲げる扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき10,000円」とあるのは「に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者」という。）については10,000円、同項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき8,000円（職員に配偶者がいない場合にあっては、そのうち1人については10,000円）、同項第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる父母等」という。）については1人につき6,500円（職員に配偶者及び扶養親族たる子がいない場合にあっては、そのうち1人については9,000円）」と、同条第1項中「その旨」とあるのは「その旨（新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に第1号に掲げる事実が生じた場合において、その職員に配偶者がいないときは、その旨を含む。）」と、「(2) 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子又は前条第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。）」とあるのは

「(2) 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子又は前条第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。）」

(3) 扶養親族たる子又は扶養親族たる父母等がある職員が配偶者のない職員となった場合（前号に該当する場合を除く。）」

(4) 扶養親族たる子又は扶養親族たる父母等がある職員が配偶者を有するに至った場合（第1号に該当する場合を除く。）」

と、同条第3項中「においては、その」とあるのは「又は扶養手当を受けている職員について第1項第3号若しくは第4号に掲げる事実が生じた場合においては、これらの」と、「その日が」とあるのは「これらの日が」と、「の改定」とあるのは「の改定（扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るものがある職員で配偶者のないものが扶養親族たる配偶者を有するに至った場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定並びに扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員であって配偶者及び扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないものが扶養親族たる配偶者又は扶養親族たる子を有するに至った場合の当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定を除く。）、扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るものがある職員が配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定及び扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員であって扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないものが配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定」とする。

（その他必要な事項）

6 前2項に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

* * *

宮津市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年12月22日

宮津市長 井上正嗣

宮津市条例第27号

宮津市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

宮津市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年条例第3号）の一部を次のように改正する。

第8条の2第4項を次のように改める。

4 前3項の規定は、第15条第1項に規定する要介護者（以下この項において「要介護者」という。）を介護する職員について準用する。この場合において、第1項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員（職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この項において同じ。）において常態として当該子を養育することができるも

のとして規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。)が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあり、第2項中「3歳に満たない子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあり、及び前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあるのは、「要介護者のある職員(ただし、規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。以下この項において同じ。)」が、規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」と、第1項中「深夜における」とあるのは「深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。))における」と、第2項中「当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である」とあるのは「公務の運営に支障がある」と読み替えるものとする。

第11条中「及び介護休暇」を「、介護休暇及び介護時間」に改める。

第15条第1項中「職員が」の次に「要介護者(」を、「あるもの」の次に「をいう。以下同じ。))」を、「するため、」の次に「任命権者が、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間(以下「指定期間」という。))内において」を加え、同条第2項中「前項に規定する者の各々が同項に規定する介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する6月の期間」を「指定期間」に改める。

第15条の次に次の1条を加える。

(介護時間)

第15条の2 介護時間は、職員が要介護者の介護をするため、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する3年の期間(当該要介護者に係る指定期間と重複する期間を除く。))内において1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。

2 介護時間の時間は、前項に規定する期間内において1日につき2時間を超えない範囲内で必要と認められる時間とする。

3 介護時間については、宮津市一般職職員の給与に関する条例第14条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、同条例第23条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額する。

第16条(見出しを含む。)中「及び介護休暇」を「、介護休暇及び介護時間」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成29年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の第15条の規定により介護休暇の承認を受けた職員であって、この条例の施行の日(以下「施行日」という。))において当該介護休暇の初日(以下単に「初日」という。))から起算して6月を経過していないものの当該介護休暇に係る改正後の第15条第1項に規定する指定期間については、任命権者は、初日から当該職員の申出に基づく施行日以後の日(初日から起算して6月を経過する日までの日に限る。))までの期間を指定するものとする。

* * *

宮津市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年12月22日

宮津市長 井 上 正 嗣

宮津市条例第28号

宮津市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

宮津市職員の育児休業等に関する条例(平成4年条例第4号)の一部を次のように改正する。

第3条第1号を次のように改める。

(1) 育児休業をしている職員が、産前の休業を始め、又は出産したことにより、当該育児休業の承認が効力を失った後、当該産前の休業又は出産に係る子が次に掲げる場合に該当することとなったこと。

ア 死亡した場合

イ 養子縁組等により職員と別居することとなった場合

第3条中第5号を第6号とし、第2号から第4号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 育児休業をしている職員が第5条に規定する事由に該当したことにより当該育児休業の承認が取り消された後、同条に規定する承認に係る子が次に掲げる場合に該当することとなったこと。

ア 前号ア又はイに掲げる場合

イ 民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定による請求に係る家事審判事件が終了した場合（特別養子縁組の成立の審判が確定した場合を除く。）又は養子縁組が成立しないまま児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定による措置が解除された場合

第7条第2項中「を承認されている」を「又は宮津市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年条例第3号）第15条の2第1項の規定による介護時間の承認を受けて勤務しない」に改め、「当該育児時間」の次に「又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間」を加える。

附 則

この条例は、平成29年1月1日から施行する。

————— * * * —————

宮津市水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例をここに公布する。

平成28年12月22日

宮津市長 井上正嗣

宮津市条例第29号

宮津市水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例

宮津市水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和43年条例第24号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この条例は、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第38条第4項の規定に基づき、水道企業職員の給与の種類及び基準を定めるものとする。

（準用）

第2条 水道企業職員で常時勤務を要するもの及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員の給与の種類及び基準については、宮津市一般職職員の給与に関する条例（昭和30年条例第27号）の適用を受ける職員の例による。

（委任）

第3条 この条例の施行について必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この条例は、平成29年1月1日から施行する。

————— * * * —————

宮津市営駐車場条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年12月26日

宮津市長 井上正嗣

宮津市条例第30号

宮津市営駐車場条例の一部を改正する条例

宮津市営駐車場条例（平成9年条例第23号）の一部を次のように改正する。

第4条中「中型自動車」の次に「、準中型自動車」を加える。

別表第2中「普通自動車及び」を「準中型自動車、普通自動車及び」に改める。

附 則

この条例は、平成29年3月12日から施行し、改正後の別表第2の規定は、同日以後に入場する自動車の駐車料金について適用する。

* * *

宮津市市税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年12月26日

宮津市長 井 上 正 嗣

宮津市条例第31号

宮津市市税条例の一部を改正する条例

宮津市市税条例（昭和30年条例第33号）の一部を次のように改正する。

附則第15条の4第1項中「同法」を「租税条約等実施特例法」に改め、同条第2項第1号中「附則第15条の4第1項」を「附則第15条の4の2第1項」に改め、同項第2号中「、附則第4条第1項、附則第4条の3第1項及び附則4条の3の2第1項」を「並びに附則第4条第1項、第4条の3第1項及び第4条の3の2第1項」に、「附則第15条の4第1項」を「附則第15条の4の2第1項」に改め、同項第3号中「附則第15条の4第1項」を「附則第15条の4の2第1項」に、「租税条約等実施特例法」を「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号）」に、「特定給付補てん金等に係る雑所得等の金額」を「特定給付補填金等に係る雑所得等の金額」に改め、同項第4号中「附則第15条の4第1項」を「附則第15条の4の2第1項」に改め、同条第3項中「第34条及び」を「同条及び」に、「同法」を「租税条約等実施特例法」に改め、同条第5項第1号中「附則第15条の4第3項」を「附則第15条の4の2第3項後段」に改め、同項第2号中「、附則第4条第1項、附則第4条の3第1項及び附則第4条の3の2第1項」を「並びに附則第4条第1項、第4条の3第1項及び第4条の3の2第1項」に、「附則第15条の4第3項」を「附則第15条の4の2第3項後段」に改め、「、第35条の8第1項中「第34条第4項」とあるのは「附則第15条の4第4項」と」を削り、同項第3号中「附則第15条の4第3項」を「附則第15条の4の2第3項後段」に、「租税条約等実施特例法」を「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号）」に、「又は配当所得」を「若しくは配当所得」に改め、同項第4号中「附則第15条の4第3項」を「附則第15条の4の2第3項後段」に改め、同条第6項中「附則第15条の4第3項」を「附則第15条の4の2第3項前段」に改め、同条を附則第15条の4の2とし、附則第15条の3の次に次の1条を加える。

（特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例）

第15条の4 所得割の納税義務者が支払を受けるべき外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号。以下「外国居住者等所得相互免除法」という。）第8条第2項に規定する特例適用利子等、外国居住者等所得相互免除法第12条第5項に規定する特例適用利子等又は外国居住者等所得相互免除法第16条第2項に規定する特例適用利子等については、第34条及び第35条の3の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その前年中の外国居住者等所得相互免除法第8条第2項（外国居住者等所得相互免除法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用利子等の額（以下この項において「特例適用利子等の額」という。）に対し、特例適用利子等の額（次項第1号の規定により読み替えられた第35条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）に100分の3の税率を乗じて計算した金額に相当する市民税の所得割を課する。

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

- (1) 第35条の2の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第15条の4第1項に規定する特例適用利子等の額」とする。
- (2) 第35条の5から第35条の7まで、第35条の8第1項並びに附則第4条第1項、第4条の3第1項及び第4条の3の2第1項の規定の適用については、第35条の5中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第15条の4第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第35条の6第1項前段、第35条の7、第35条の8第1項並びに附則第4条第1項、第4条の3第1項及び第4条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第15条の4第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第35条の6第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第15条の4第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

- (3) 第36条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第15条の4第1項に規定する特例適用利子等の額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額若しくは外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第7条第10項（同法第11条第8項及び第15条第14項において準用する場合を含む。）に規定する特定対象利子に係る利子所得の金額、同法第7条第12項（同法第11条第9項及び第15条第15項において準用する場合を含む。）に規定する特定対象収益分配に係る配当所得の金額、同法第7条第16項（同法第11条第11項及び第15条第17項において準用する場合を含む。）に規定する特定対象懸賞金等に係る一時所得の金額若しくは同法第7条第18項（同法第11条第12項及び第15条第18項において準用する場合を含む。）に規定する特定対象給付補填金等に係る雑所得等の金額」とする。
- (4) 附則第2条の4の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第15条の4第1項に規定する特例適用利子等の額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第15条の4第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。
- 3 所得割の納税義務者が支払を受けるべき外国居住者等所得相互免除法第8条第4項に規定する特例適用配当等、外国居住者等所得相互免除法第12条第6項に規定する特例適用配当等又は外国居住者等所得相互免除法第16条第3項に規定する特例適用配当等（次項において「特例適用配当等」という。）については、第34条第3項及び第4項の規定は適用しない。この場合において、当該特例適用配当等については、同条及び第35条の3の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その前年中の外国居住者等所得相互免除法第8条第4項（外国居住者等所得相互免除法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用配当等の額（以下この項において「特例適用配当等の額」という。）に対し、特例適用配当等の額（第5項第1号の規定により読み替えられた第35条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）に100分の3の税率を乗じて計算した金額に相当する市民税の所得割を課する。
- 4 前項後段の規定は、特例適用配当等に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の第37条の2第1項の規定による申告書（その提出期限までに提出されたもの及びその提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時まで提出されたものに限り、その時まで提出された第37条の3第1項に規定する確定申告書を含む。）に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。）に限り、適用する。
- 5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。
- (1) 第35条の2の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第15条の4第3項後段に規定する特例適用配当等の額」とする。
- (2) 第35条の5から第35条の7まで、第35条の8第1項並びに附則第4条第1項、第4条の3第1項及び第4条の3の2第1項の規定の適用については、第35条の5中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第15条の4第3項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第35条の6第1項前段、第35条の7、第35条の8第1項並びに附則第4条第1項、第4条の3第1項及び第4条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第15条の4第3項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第35条の6第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第15条の4第3項後段の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。
- (3) 第36条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第15条の4第3項後段に規定する特例適用配当等の額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額若しくは外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第7条第14項（同法第11条第10項及び第15条第16項において準用する場合を含む。）に規定する申告不要特定対象配当等に係る利子所得の金額若しくは配当所得の金額」とする。
- (4) 附則第2条の4の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所

得金額並びに附則第15条の4第3項後段に規定する特例適用配当等の額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第15条の4第3項後段の規定による市民税の所得割の額」とする。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成29年1月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 改正後の附則第15条の4の規定は、この条例の施行の日以後に支払を受けるべき外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第8条第2項に規定する特例適用利子等、同法第12条第5項に規定する特例適用利子等若しくは同法第16条第2項に規定する特例適用利子等又は同法第8条第4項に規定する特例適用配当等、同法第12条第6項に規定する特例適用配当等若しくは同法第16条第3項に規定する特例適用配当等に係る個人の市民税について適用する。

* * *

宮津市国民健康保険税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年12月26日

宮津市長 井 上 正 嗣

宮津市条例第32号

宮津市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

宮津市国民健康保険税条例（昭和29年条例第18号）の一部を次のように改正する。

附則第15項を附則第17項とし、附則第14項を附則第16項とし、附則第13項を附則第15項とし、附則第12項の次に次の2項を加える。

(特例適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 1 3 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第8条第2項に規定する特例適用利子等、同法第12条第5項に規定する特例適用利子等又は同法第16条第2項に規定する特例適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第8条第2項（同法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用利子等の額（以下この条及び第23条において「特例適用利子等の額」という。）の合計額から法第314条の2第2項」と、「山林所得金額の合計額（）」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用利子等の額」と、第23条中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額」とする。

(特例適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 1 4 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項に規定する特例適用配当等、同法第12条第6項に規定する特例適用配当等又は同法第16条第3項に規定する特例適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項（同法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用配当等の額（以下この条及び第23条において「特例適用配当等の額」という。）の合計額から法第314条の2第2項」と、「山林所得金額の合計額（）」とあるのは「山林所得金額

並びに特例適用配当等の額の合計額（ ）と、同条第 2 項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用配当等の額」と、第 23 条中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額」とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 29 年 1 月 1 日から施行する。

(適用区分)

- 2 改正後の附則第 13 項及び第 14 項の規定は、この条例の施行の日以後に支払を受けるべき外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和 37 年法律第 144 号）第 8 条第 2 項に規定する特例適用利子等、同法第 12 条第 5 項に規定する特例適用利子等若しくは同法第 16 条第 2 項に規定する特例適用利子等又は同法第 8 条第 4 項に規定する特例適用配当等、同法第 12 条第 6 項に規定する特例適用配当等若しくは同法第 16 条第 3 項に規定する特例適用配当等に係る国民健康保険税について適用する。

* * *

宮津市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例をここに公布する。

平成 28 年 12 月 26 日

宮津市長 井 上 正 嗣

宮津市条例第 33 号

宮津市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例

(趣旨)

- 第 1 条 この条例は、農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）第 8 条第 2 項及び第 18 条第 2 項の規定に基づき、宮津市農業委員会の委員（以下「委員」という。）及び宮津市農地利用最適化推進委員（以下「推進委員」という。）の定数を定めるものとする。

(委員の定数)

- 第 2 条 委員の定数は、14 人とする。

(推進委員の定数)

- 第 3 条 推進委員の定数は、10 人とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(宮津市農業委員会の選挙による委員の定数条例の廃止)

- 2 宮津市農業委員会の選挙による委員の定数条例（平成 8 年条例第 4 号）は、廃止する。

(宮津市農業委員会の選挙による委員の定数条例の廃止に伴う経過措置)

- 3 農業委員会の委員が農業協同組合法等の一部を改正する等の法律（平成 27 年法律第 63 号）附則第 29 条第 2 項の規定によりなお従前の例により在任する間は、農業委員会の選挙による委員の定数については、なお従前の例による。

(宮津市の特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

- 4 宮津市の特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和 60 年条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

附則第 3 項の表第 9 号中「162,000 円」を「189,000 円」に改め、同表第 10 号中「117,000 円」を「144,000 円」に改める。

附則第 3 項の表第 110 号中「第 58 号」を「第 59 号」に改め、同号を同表第 111 号とし、同表中第 57 号から第 109 号までを 1 号ずつ繰り下げ、同表第 56 号中「第 29 号」を「第 30 号」に改め、同号を同表第 57 号とし、同表中第 11 号から第 55 号までを 1 号ずつ繰り下げ、第 10 号の次に次の 1 号を加える。

(11) 農地利用最適化推進委員	同 144,000 円
------------------	-------------

附則第 3 項の表備考 1 中「第 83 号から第 109 号まで」を「第 84 号から第 110 号まで」に改め、同表備考 2 中「第 68 号、第 83 号から第 105 号まで及び第 107 号から第 109 号まで」を「第 69 号、第 84 号から第 106 号まで及び第 108 号から第 110 号まで」に改め、同表備考 3 及び備考 4 中「第 102 号」を「第 103 号」に改める。

別表第 9 号中「180,000 円」を「210,000 円」に改め、同表第 10 号中「130,000 円」を「160,000 円」に改める。

別表第 110 号中「第 58 号」を「第 59 号」に改め、同号を同表第 111 号とし、同表中第 57 号から第 109 号までを 1 号ずつ繰り下げ、同表第 56 号中「第 29 号」を「第 30 号」に改め、同号を同表第 57 号とし、同表中第 11 号から第 55 号までを 1 号ずつ繰り下げ、第 10 号の次に次の 1 号を加える。

(11) 農地利用最適化推進委員	同 160,000 円
------------------	-------------

別表備考 1 中「第 83 号から第 109 号まで」を「第 84 号から第 110 号まで」に改め、同表備考 2 中「第 68 号、第 83 号から第 105 号まで及び第 107 号から第 109 号まで」を「第 69 号、第 84 号から第 106 号まで及び第 108 号から第 110 号まで」に改め、同表備考 3 及び備考 4 中「第 102 号」を「第 103 号」に改める。

(宮津市の特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

- 5 農業委員会の委員が農業協同組合法等の一部を改正する等の法律附則第 29 条第 2 項の規定によりなお従前の例により在任する間は、同項の規定により在任する農業委員会の委員に対する報酬については、なお従前の例による。

規 則

宮津市職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 28 年 12 月 26 日

宮津市長 井 上 正 嗣

宮津市規則第 16 号

宮津市職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

宮津市職員の勤務時間、休暇等に関する規則(平成 7 年規則第 2 号)の一部を次のように改正する。

第 12 条第 1 項中「であって職員と同居しているもの」を「(第 2 号に掲げる者にあつては、職員と同居しているものに限る。)」に改め、同条第 3 項及び第 4 項を次のように改める。

- 3 指定期間(条例第 15 条第 1 項に規定する指定期間をいう。以下同じ。)の通算は、暦に従って計算し、1 月に満たない期間は、30 日をもって 1 月とする。
- 4 指定期間の指定の手續に関し必要な事項は、市長が別に定める。
- 第 12 条の次に次の 2 条を加える。

第 12 条の 2 介護休暇の単位は、1 日又は 1 時間とする。

- 2 1 時間を単位とする介護休暇は、1 日を通じ、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した 4 時間(当該介護休暇と要介護者を異にする介護時間の承認を受けて勤務しない時間がある日については、当該 4 時間から当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間)を超えない範囲内の時間とする。

(介護時間)

第 12 条の 3 介護時間の単位は、30 分とする。

- 2 介護時間は、1 日を通じ、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した 2 時間(地方公務員の育児休業等に関する法律(平成 3 年法律第 110 号)第 19 条第 1 項の規定による部分休業の承認を受けて勤務しない時間がある日については、当該 2 時間から当該部分休業の承認を受けて勤務し

ない時間を減じた時間)を超えない範囲内の時間とする。

第14条第2項を削り、同条第3項を同条第2項とする。

第15条の見出し中「介護休暇」の次に「及び介護時間」を加え、同条第1項中「介護休暇」の次に「又は介護時間」を加え、「介護休暇申請書」を「介護休暇又は介護時間申請書」に改め、同条第2項を削り、同条第3項中「第1項の」を「前項の介護休暇の承認を受けようとする」に、「条例第15条第2項に規定する介護を必要とする一の継続する状態」を「1回の指定期間」に改め、「期間」の次に「(当該指定期間が2週間未満である場合その他の市長が定める場合には、市長が別に定める期間)」を加える。

別表第3第13号を次のように改める。

<p>(13) 生後1年に達しない子を育てる職員が、その子の保育のために必要と認められる授乳等を行う場合</p>	<p>1日2回それぞれ30分以内の期間(男子職員にあっては、その子の当該職員以外の親が当該職員がこの号の休暇を使用しようとする日におけるこの号の休暇(これに相当する休暇を含む。)を承認され、又は労働基準法第67条の規定により同日における育児時間を請求した場合は、1日2回それぞれ30分から当該承認又は請求に係る各回ごとの期間を差し引いた期間を超えない期間)</p>
--	--

別表第3第19号中「日常生活を営むのに支障がある者(以下この号において)」を「要介護者(以下)」に改める。

附 則

この規則は、平成29年1月1日から施行する。

* * *

初任給、昇給、昇格等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年12月28日

宮津市長 井上正嗣

宮津市規則第17号

初任給、昇給、昇格等の基準に関する規則の一部を改正する規則

初任給、昇給、昇格等の基準に関する規則(昭和32年規則第8号)の一部を次のように改正する。

別表第6中

「

<p>地方公務員法第28条第2項第1号の規定による休職(公務上の負傷若しくは疾病又は通勤(地方公務員災害補償法(昭和42年法律第121号)第2条第2項及び第3項に規定する通勤をいう。以下この表において同じ。)による負傷若しくは疾病に係るものに限る。)又は公務上の負傷若しくは疾病若しくは通勤による負傷若しくは疾病に係る休暇の期間</p>	<p>3/3以下</p>
<p>派遣職員の派遣の期間</p>	
<p>職務時間条例第15条に規定する介護休暇の期間</p>	<p>1/2以下</p>

を

」

字	小 字	地 番	付 記
国分	フロヤ鼻	43	

上記の土地を字国分小字フロヤに変更する。

字	小 字	地 番	付 記
国分	フロヤ鼻	43の1	

上記の土地を字国分小字五反田に変更する。

字	小 字	地 番	付 記
溝尻	清水	72	

上記の土地を字国分小字渡辺に変更する。

字	小 字	地 番	付 記
溝尻	古川	133の2	
〃	〃	133の3	
国分	ヒガン田濱	526の1	
〃	〃	527の1	

上記の土地を字国分小字ヒガン田に変更する。

字	小 字	地 番	付 記
国分	西大門	497	

上記の土地を字国分小字屋敷後に変更する。

字	小 字	地 番	付 記
国分	下河原	502	
〃	〃	503	

上記の土地を字国分小字大橋に変更する。

備考 地番は、平成13年5月30日現在のものである。

* * *

宮津市告示第115号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、本市内の字の区域及び名称を次のとおり変更する。

平成28年12月13日

宮津市長 井上正嗣

字	小 字	地 番	付 記
小松	縄手上	92の3	

上記の土地を字小松小字縄手下に変更する。

字	小 字	地 番	付 記
小松	縄手下	92の5	

上記の土地を字小松小字縄手上に変更する。

字	小 字	地 番	付 記
中野	石塚	27	

〃	〃	28	
---	---	----	--

上記の土地を字国分小字光明寺に変更する。

字	小 字	地 番	付 記
中野	鬼石	58 の 2	
国分	大門	548 の 1	
〃	西大門角	549 の 1	
〃	屋敷東	552	

上記の土地を字国分小字西大門に変更する。

字	小 字	地 番	付 記
溝尻	下国分	183	

上記の土地を字国分小字畠ケ中に変更する。

字	小 字	地 番	付 記
溝尻	下国分	184	
国分	屋敷後	600	
〃	上地	820 の 2	

上記の土地を字国分小字下地に変更する。

字	小 字	地 番	付 記
溝尻	下国分	185	
〃	下川	186	

上記の土地を字国分小字下夕河に変更する。

字	小 字	地 番	付 記
溝尻	東大門	331	
〃	〃	332 の 1	

上記の土地を字国分小字東大門に変更する。

字	小 字	地 番	付 記
国分	下国分丸畑	560	

上記の土地を字国分小字下国分に変更する。

字	小 字	地 番	付 記
国分	鬼石	597	

上記の土地を字国分小字屋敷後に変更する。

字	小 字	地 番	付 記
国分	谷ノ奥	795	

上記の土地を字国分小字丸山に変更する。

備考 地番は、平成 14 年 5 月 10 日現在のものである。

* * *

宮津市告示第116号

宮津市下水道排水設備指定工事業者から異動届を受理したので、宮津市下水道排水設備指定工事業者に関する規則（平成 9 年規則第 3 号）第16条の規定により告示する。

平成28年12月15日

宮津市長 井上正嗣

指定番号 宮下水道指定第61号

- (1) 名称 島崎組
 (2) 所在地 宮津市字江尻337番地の6
 (3) 代表者 (変更前) 島崎季次
 (変更後) 島崎晴彦

* * *

宮津市告示第117号

宮津市下水道排水設備指定工事業者から異動届を受理したので、宮津市下水道排水設備指定工事業者に関する規則（平成9年規則第3号）第16条の規定により告示する。

平成28年12月15日

宮津市長 井上正嗣

指定番号 宮下水道指定第91号

- (1) 名称 (変更前) 有限会社日川設備
 (変更後) 有限会社ヒカワ
 (2) 所在地 (変更前) 福知山市和久市町165番地の3
 (変更後) 福知山市字堀1714番地の1
 (3) 代表者 代表取締役 日川有広

* * *

宮津市告示第118号

宮津市下水道排水設備指定工事業者を指定したので、宮津市下水道排水設備指定工事業者に関する規則（平成9年規則第3号）第16条の規定により告示する。

平成28年12月22日

宮津市長 井上正嗣

指定番号 宮下水道指定第131号

- (1) 名称 三好設備
 (2) 所在地 舞鶴市字行永2003番地の6
 (3) 代表者 三好潤
 (4) 指定期間 平成29年1月1日から平成33年12月31日まで

* * *

宮津市告示第119号

宮津市下水道排水設備指定工事業者の指定辞退の届出を受理したので、宮津市下水道排水設備指定工事業者に関する規則（平成9年規則第3号）第11条第1項の規定により指定を取り消し、同規則第16条の規定により告示する。

平成28年12月22日

宮津市長 井上正嗣

指定番号 宮下水道指定第22号

- (1) 名称 株式会社久保製作所
 (2) 所在地 宮津市字鶴賀2161番地の1
 (3) 代表者 代表取締役 久保昌三

指定番号 宮下水道指定第24号

- (1) 名称 日置建設株式会社
 (2) 所在地 宮津市字日置1606番地の1
 (3) 代表者 代表取締役 早石芳紀

指定番号 宮下水道指定第25号

- (1) 名称 戸田板金工業所
 (2) 所在地 宮津市字杉末1527番地
 (3) 代表者 戸田太郎

指定番号 宮下水道指定第56号

- (1) 名 称 たかおか造園株式会社
- (2) 所 在 地 宮津市字宮村1241番地の2
- (3) 代 表 者 代表取締役 高 岡 靖

指定番号 宮下水道指定第63号

- (1) 名 称 株式会社キセキ関西
- (2) 所 在 地 京丹後市大宮町周枳1520番地の1
- (3) 代 表 者 代表取締役 谷 口 実

指定番号 宮下水道指定第121号

- (1) 名 称 南北熱機工業株式会社
- (2) 所 在 地 舞鶴市字北吸963番地
- (3) 代 表 者 代表取締役 奥 村 一 郎

* * *

宮津市告示第120号

宮津市高齢者福祉施設等整備促進補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成28年12月22日

宮津市長 井 上 正 嗣

宮津市高齢者福祉施設等整備促進補助金交付要綱の一部を改正する要綱

宮津市高齢者福祉施設等整備促進補助金交付要綱(平成24年告示第44号)の一部を次のように改正する。

第9条中第2項を削り、第3項を第2項とし、第4項を第3項とする。

第13条を第14条とし、第12条を第13条とし、第11条を第12条とする。

第10条中「規則第11条第2項」を「土地建物賃貸借補助金及び雇用機会拡大補助金については、規則第11条第2項」に改め、同条を第11条とし、第9条の次に次の1条を加える。

(実績報告)

第10条 整備補助金については、その対象となる補助事業が完了したときは、速やかに規則第10条の規定により宮津市高齢者福祉施設等整備促進補助金実績報告書に必要な書類を添付して、市長に提出しなければならない。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

* * *

宮津市告示第121号

道路法(昭和27年法律第180号)第10条第1項及び第3項の規定により、市道路線を次のとおり一部廃止した。

なお、その関係図面は、宮津市建設部土木管理課(本館南棟3階)において、平成28年12月27日から平成29年1月13日まで縦覧に供する。

平成28年12月26日

宮津市長 井 上 正 嗣

路線名	旧新別	認定路線		
		区 間	重要な経過地	延長(m)
湯本	旧	(起点) 宮津市字由良小字浜頭 2151	—	500.0
		(終点) 宮津市字由良小字岩神 2026		

	新	(起点) 宮津市字由良小字浜頭 2151 (終点) 宮津市字由良小字池端 2006 の 2	—	255.0
--	---	--	---	-------

* * *

宮津市告示第122号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、その関係図面は、宮津市建設部土木管理課（本館南棟3階）において、平成28年12月27日から平成29年1月13日まで縦覧に供する。

平成28年12月26日

宮津市長 井上正嗣

路線名	旧新別	道路区域		
		区 間	敷地幅員(m)	延長(m)
湯本	旧	(起点) 宮津市字由良小字浜頭 2151 (終点) 宮津市字由良小字岩神 2026	1.0~1.7	500.0
	新	(起点) 宮津市字由良小字浜頭 2151 (終点) 宮津市字由良小字池端 2006 の 2	1.0~1.7	255.0

* * *

宮津市告示第123号

宮津市臨時福祉給付金（経済対策分）支給要綱を次のように定める。

平成28年12月26日

宮津市長 井上正嗣

宮津市臨時福祉給付金（経済対策分）支給要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、消費税率の引上げに際し、低所得の住民に与える負担の影響に鑑み、低所得の住民に対する適切な配慮を行うため、暫定的及び臨時的な措置として臨時福祉給付金（経済対策分）（以下「給付金」という。）を支給することについて、必要な事項を定めるものとする。

（支給対象者）

第2条 給付金の支給の対象となる者（以下「支給対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者（他の市町村（特別区を含む。以下同じ。）において給付金が支給される者を除く。）とする。

(1) 次のいずれかに該当する者

ア 平成28年1月1日（以下「基準日」という。）において本市の住民基本台帳に記録されている者

イ 基準日以前に住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第8条の規定により住民票を消除されていた者で、基準日において、日本国内で生活していたが、いずれの市町村の住民基本台帳にも記録されておらず、かつ、基準日の翌日以後初めて市町村の住民基本台帳に記録されることとなったもののうち、転出（同法第24条に規定する転出をいう。以下同じ。）の予定年月日が基準日以前となっている転出届（同条の規定による届出をいう。以下同じ。）を本市に行ったもので、転入（同法第22条第1項に規定する転入をいう。以下同じ。）をした年月日が基準日の翌日以後である転入届（同項の規定による届出をいう。以下同じ。）をいずれかの市町村に行ったもの

- ウ 基準日以前に住民基本台帳法第8条の規定により住民票を削除されていた者で、基準日において、日本国内で生活していたが、いずれの市町村の住民基本台帳にも記録されておらず、かつ、基準日の翌日以後初めて本市の住民基本台帳に記録されることとなったもの（転出の予定年月日が基準日以前となっている転出届をいずれかの市町村に行った者で、転入をした年月日が基準日の翌日以後である転入届を本市へ行ったものを除く。）
- エ 基準日においていずれかの市町村の住民基本台帳に記録されている者（基準日以前に住民基本台帳法第8条の規定により住民票を削除されていた者で、基準日において、日本国内で生活していたが、いずれの市町村の住民基本台帳にも記録されておらず、かつ、基準日の翌日以後初めていずれかの市町村の住民基本台帳に記録されることとなったものを含む。以下同じ。）であり、かつ、基準日以後に次の(ア)から(カ)までのいずれかに該当する児童等（児童（基準日において満18歳に満たない者（平成10年1月3日以後に生まれた者）をいう。）及び児童以外の基準日において満20歳に満たない者（平成8年1月3日以後に生まれた者）をいう。以下同じ。）であって、その入所等している施設等が本市に所在しているもの
- (ア) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）の規定により同法に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者又は同法に規定する里親に委託されている児童等（保護者（同法に規定する保護者をいう。以下同じ。）の疾病、疲労その他の身体上若しくは精神上又は環境上の理由により家庭において養育することが一時的に困難となったことに伴い、2箇月以内の期間を定めて行われる委託をされている者を除き、児童以外の基準日において満20歳に満たない者にあつては、同法の規定により、基準日以前から引き続き委託されている者に限る。）
- (イ) 児童福祉法の規定により障害児入所給付費の支給を受けて若しくは同法の規定により入所措置が採られて同法に規定する障害児入所施設（以下「障害児入所施設」という。）に入所し、同法の規定により同法に規定する指定発達支援医療機関（以下「指定発達支援医療機関」という。）に入院し、又は同法の規定により入所措置が採られて同法に規定する乳児院、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設若しくは児童自立支援施設（以下「乳児院等」という。）に入所している児童等（当該情緒障害児短期治療施設又は児童自立支援施設に通う者及び2箇月以内の期間を定めて行われる障害児入所施設への入所若しくは指定発達支援医療機関への入院又は保護者の疾病、疲労その他の身体上若しくは精神上若しくは環境上の理由により家庭において児童を養育することが一時的に困難となったことに伴い、2箇月以内の期間を定めて行われる乳児院等への入所をしている者を除き、児童以外の基準日において満20歳に満たない者にあつては、同法の規定により、基準日以前から引き続き入所又は入院している者に限る。）
- (ウ) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）の規定により障害者総合支援法に規定する介護給付費等の支給を受けて、又は身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）若しくは知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）の規定により入所措置が採られて、障害者支援施設（障害者総合支援法に規定する障害者支援施設をいう。）又はのぞみの園（独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法（平成14年法律第167号）の規定により独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設をいう。）に入所している児童（2箇月以内の期間を定めて行われる入所をしている者を除き、児童のみで構成する世帯に属している者に限る。）
- (エ) 売春防止法（昭和31年法律第118号）に規定する婦人保護施設に入所している児童等（2箇月以内の期間を定めて行われる入所をしている者及び一時保護委託がされている者を除き、児童等のみで構成する世帯に属している者に限る。）
- (オ) 児童福祉法の規定により同法に規定する児童自立生活援助事業における住居に入居している児童等（2箇月以内の期間を定めて行われる入所をしている者を除く。）
- (カ) 児童福祉法の規定により同法に規定する母子生活支援施設に入所している児童等（2箇月

以内の期間を定めて行われる入所をしている者を除き、児童等のみで構成する世帯に属している者に限る。）

オ 基準日においていずれかの市町村の住民基本台帳に記録されている者のうち、配偶者からの暴力を理由に本市に避難し、配偶者と生計を別にしている者（以下「配偶者からの暴力を理由に避難している者」という。）及びその同伴者であって、基準日において、本市にその住民票を移しておらず、次に掲げる(ア)の要件を満たし、かつ、(イ)から(エ)までに掲げる要件のいずれかを満たしており、その旨を本市に申し出たもの

(ア) 国民健康保険法(昭和33年法律第192号)上、その配偶者と別の世帯に属し、国民健康保険に加入していること又は健康保険法(大正11年法律第70号)、船員保険法(昭和14年法律第73号)、国家公務員共済組合法(昭和33年法律第128号。他の法律において準用する場合を含む。)若しくは地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)の規定によるその配偶者の被扶養者となっていないこと。

(イ) その配偶者に対し、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平成13年法律第31号)第10条の規定による保護命令(配偶者からの暴力を理由に避難している者にあつては、同条第1項第1号の規定による接近禁止命令又は同項第2号の規定による退去命令。その同伴者にあつては、同条第3項又は第4項の規定による接近禁止命令)が出されていること。

(ロ) 婦人相談所による「配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書」(地方公共団体の判断により、婦人相談所以外の配偶者暴力相談支援センターが発行した証明書を含む。)が発行されていること。

(ハ) 基準日の翌日以後に住民票が本市へ移され、住民基本台帳事務処理要領(昭和42年10月4日付け自治振第150号自治省行政局長等通知)に基づく支援措置の対象となっていること。

(2) 平成28年度分の地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による市町村民税(同法の規定による特別区民税を含むものとし、同法第328条(同法第736条第3項で準用する場合を含む。))の規定によって課する所得割を除く。以下「市町村民税」という。)が課されていない者又は宮津市市税条例(昭和30年条例第33号)で定めるところにより当該市町村民税を免除されたものである者(当該市町村民税が課されている者(当該市町村民税を免除された者を除く。))の扶養親族等(同法の規定による控除対象配偶者、配偶者特別控除における配偶者、扶養親族、青色事業専従者及び白色事業専従者をいう。以下同じ。)を除く。)

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、給付金を支給しない。

(1) 基準日において、次のいずれかに該当する者

ア 生活保護法(昭和25年法律第144号)第6条第1項に規定する被保護者(基準日に保護が停止されていた者及び平成28年1月2日から同年10月1日までの間に保護が廃止又は停止された者を除く。)

イ 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)に基づく支援給付(以下「支援給付」という。)の受給者(基準日に支援給付の支給が停止されていた者及び平成28年1月2日から同年10月1日までの間に支援給付の支給が廃止又は停止された者を除く。)

ウ ハンセン病問題の解決の促進に関する法律(平成20年法律第82号)第15条第3項の規定によるハンセン病療養所非入所者給与金の受給者(援護加算(ハンセン病問題の解決の促進に関する法律施行規則(平成21年厚生労働省令第75号)第15条第3項に規定する援護加算をいう。以下同じ。))の受給者に限り、基準日に援護加算の認定を停止されていた者及び平成28年1月2日から同年10月1日までの間に援護加算の認定を廃止され、又は停止された者を除く。)

エ ハンセン病問題の解決の促進に関する法律第19条の規定による援護(以下「援護」という。)を受けている者(基準日に援護が停止されていた者及び平成28年1月2日から同年10月1日までの間に援護が廃止され、又は停止された者を除く。)

- (2) 給付金の支給が決定される日において、日本国籍を有しない者のうち、住民基本台帳法第30条の45の表の上欄に掲げる者に該当しないもの
- 3 基準日において、第1項第1号エ(ア)から(カ)までのいずれかに該当する児童等については、同項第2号の適用に当たっては、当該児童等の保護者の扶養親族等には該当しないものとみなす。ただし、基準日において同項第1号エ(ウ)、(エ)又は(カ)に該当する15歳に達する日以後の最初の3月31日を経過した児童等である父又は母(以下「児童等である父又は母」という。)がその子である児童(以下「子である児童」という。)と同一の施設に入所している場合については、当該親子は、児童等である父又は母の保護者の扶養親族等には該当しないものとみなすが、子である児童については、児童等である父又は母の扶養親族等とみなす。
- 4 第1項第1号オに該当する者については、同項第2号の適用に当たっては、当該者の配偶者の扶養親族等には該当しないものとみなす。ただし、その際に配偶者からの暴力を理由に避難している者及びその同伴者が、それらのうちいずれかの者の扶養親族等とされていることが確認できた場合には、これに基づき給付金の支給に係る審査を行う。それ以外の場合で、配偶者からの暴力を理由に避難している者又はその同伴者の中に市町村民税が課されている者がいることが確認できた場合には、当該者以外の配偶者からの暴力を理由に避難している者及びその同伴者は、当該者の扶養親族等であるものとみなす。
- 5 基準日において、次に掲げる者については、第1項第2号の適用に当たっては、当該者の養護者の扶養親族等には該当しないものとみなす。
- (1) 障害者(障害者基本法(昭和45年法律第84号)第2条第1項に規定する障害者をいう。)のうち、養護者(障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律(平成23年法律第79号)第2条第3項に規定する養護者をいう。)から虐待を受けたことにより、同法第9条第2項の規定による入所又は入居(以下「入所等」という。)の措置が採られている者(2箇月以内の期間を定めて行われる入所等をしている者を除く。)
- (2) 高齢者(高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律(平成17年法律第124号)第2条第1項に規定する高齢者をいう。)のうち、養護者(同条第2項に規定する養護者をいう。)から虐待を受けたことにより、同法第9条第2項の規定による入所等の措置が採られている者(2箇月以内の期間を定めて行われる入所等をしている者を除く。)
- (給付金の額)
- 第3条 給付金の額は、支給対象者1人につき1万5,000円とする。
- (支給申請)
- 第4条 給付金の支給を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、本市が給付金の支給の申請の受付を開始した日から起算して4箇月以内に、宮津市臨時福祉給付金(経済対策分)支給申請書(以下「申請書」という。)を市長に提出しなければならない。
- 2 申請者に代わり、代理人として前項の規定による申請を行うことができる者は、原則として次に掲げる者に限る。ただし、第2条第1項第1号エ、同号オ又は同条第5項に該当する者の保護者、同一世帯である者又は養護者を除く。
- (1) 基準日時点での申請者の属する世帯の世帯構成員
- (2) 法定代理人(親権者、未成年後見人、成年後見人、代理権付与の審判がなされた保佐人及び代理権付与の審判がなされた補助人)
- (3) 親族その他の平素から申請者本人の身の回りの世話をしている者等で市長が特に認める者
- 3 代理人が給付金の支給の申請をするときは、当該代理人は申請書に加え、委任状(申請書の委任欄への記載を含む。)を提出しなければならない。
- (支給決定)
- 第5条 市長は、申請書を受理したときは、その内容を審査し、支給の適否を決定するとともに申請者に通知するものとする。
- (申請が行われなかった場合等の取扱い)

第6条 支給対象者から第4条の規定による申請が行われなかった場合は、当該支給対象者が給付金の支給を受けることを辞退したものとみなす。

2 申請書の不備による振込不能等があり、本市が確認等に努めたにもかかわらず、申請書の補正が行われないことその他支給対象者の責に帰すべき事由により支給ができなかったときは、当該申請が取り下げられたものとみなす。

(不当利得の返還)

第7条 市長は、給付金の支給を受けた後に支給対象者の要件に該当しなくなった者又は偽りその他不正の手段により給付金の支給を受けた者に対し、支給を行った給付金の返還を求めるものとする。

(受給権の譲渡又は担保の禁止)

第8条 給付金の支給を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならない。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、申請書の様式その他必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

————— * * * —————

宮津市告示第124号

宮津市漁業近代化資金利子補給金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成28年12月26日

宮津市長 井上正嗣

宮津市漁業近代化資金利子補給金交付要綱の一部を改正する要綱

宮津市漁業近代化資金利子補給金交付要綱(昭和45年告示第9号)の一部を次のように改正する。

第2の表第1項中「第2の別表中1一般資金」を「別表1一般資金の項の表」に、「3年」を「5年」に改め、同表第2項中「第2の別表中特別資金」を「別表2特別資金の項の表」に、「2年以内(必要に応じ5年以内)」を「5年以内」に改める。

第4中「10日以内」の次に「(市長がやむを得ないと認めるときは、別に定める日まで)」を加える。

第7中「1箇月以内」の次に「(市長がやむを得ないと認めるときは、別に定める日まで)」を加える。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、告示の日から施行する。

(適用区分)

2 改正後の第2の規定は、平成28年4月1日以後に貸し付けられた資金の利子補給について適用し、同日前に貸し付けられた資金の利子補給については、なお従前の例による。

————— * * * —————

宮津市告示第125号

宮津市職員の再任用の手續等に関する要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成28年12月26日

宮津市長 井上正嗣

宮津市職員の再任用の手續等に関する要綱の一部を改正する要綱

宮津市職員の再任用の手續等に関する要綱(平成26年訓令甲第1号)の一部を次のように改正する。

第8条第3項中「昭和43年条例第24号」を「平成28年条例第29号」に改める。

附 則

この要綱は、平成29年1月1日から施行する。

————— * * * —————

宮津市告示第1号

平成28年4月1日付け宮津市告示第46号で告示した宮津市指定ごみ袋(燃やすごみ用袋、燃やさな

いごみ用袋)の取扱いによる一般廃棄物処理手数料の徴収及び収納の事務を委託した者から、氏名の変更の届出があったので、次のとおり告示する。

平成29年1月4日

宮津市長 井 上 正 嗣

記

1 変更事項

委託者の氏名

変更前 岡 部 和 裕

変更後 山 下 大 輔

2 変更日

平成29年1月4日

————— * * * —————

宮津市告示第2号

平成28年4月1日付け宮津市告示第47号で告示した大型ごみ処理手数料券の取扱いによる一般廃棄物処理手数料の徴収及び収納の事務を委託した者から氏名の変更の届出があったので、次のとおり告示する。

平成29年1月4日

宮津市長 井 上 正 嗣

記

1 変更事項

委託者の氏名

変更前 岡 部 和 裕

変更後 山 下 大 輔

2 変更日

平成29年1月4日

公 告

宮津市公告第62号

宮津市営住宅等設置及び管理条例（平成9年条例第25号）第3条の規定により、次のとおり市営住宅の入居者を公募します。

平成28年12月5日

宮津市長 井 上 正 嗣

1 公募する住宅

団 地 名	所 在 地	家賃 (円)	戸数	規格
鳥が尾	宮津市字喜多	9,500～20,300	2	2DK
鳥が尾	宮津市字喜多	16,600～32,700	2	3DK
宮村上	宮津市字宮村	22,000～43,200	1	2DK
宮村上	宮津市字宮村	26,500～52,000	1	3DK

2 入居者の資格

- (1) 条例で定められた収入の金額を超えないこと。
- (2) 現に住宅に困窮していることが明らかであること。
- (3) 現に市町村税を滞納していないこと。
- (4) 原則として、現に同居し、又は同居しようとする親族があること。
- (5) 申込者又は同居しようとする親族が暴力団員でないこと。

3 申込方法

宮津市建設部都市住宅課建築住宅係（本館南棟3階）又は市民部市民課市民窓口係受付（本館1階）に備付けの「市営住宅入居者募集案内書」に添付の「市営住宅等入居申込書」により申し込んでください。

4 申込みの期間及び場所

- (1) 期間 平成28年12月9日（金）から平成28年12月22日（木）まで
 (2) 場所 宮津市建設部都市住宅課建築住宅係

5 選考方法の概略

入居の申込みをした方の数が入居させるべき市営住宅の戸数を超える場合の入居者の選考は、宮津市営住宅等設置及び管理条例第8条第1項各号のいずれかに該当する方のうちから行き、住宅に困窮する実情を調査し、住宅に困窮する度合いの高い方から入居者を決定します。ただし、住宅困窮順位の定め難い方については、公開抽せんにより決定します。

6 入居時期 平成29年2月15日（予定）

————— * * * —————

宮津市公告第63号

公示送達書

次の書類は、宮津市市民部市民課に保管してありますから、来庁の上、受領してください。

平成28年12月5日

宮津市長 井上正嗣

(以下掲示済)

————— * * * —————

宮津市公告第64号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により平成28年度農用地利用集積計画を定めたので、同法第19条の規定により公告し、当該計画を次により縦覧に供します。

平成28年12月22日

宮津市長 井上正嗣

1 農用地利用集積計画の縦覧期間

自 平成28年12月22日
 至 平成28年12月28日

2 縦覧の場所

宮津市産業経済部農林水産課（別館3階）

————— * * * —————

宮津市公告第65号

公示送達書

次の書類は、宮津市市民部税務課に保管してありますから、来庁の上、受領してください。

平成28年12月22日

宮津市長 井上正嗣

(以下掲示済)

————— * * * —————

宮津市公告第1号

条件付一般競争入札の実施について

養老日ヶ谷浄水場整備工事（その3）・養老日ヶ谷浄水場整備工事（その4）の請負契約について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6及び宮津市財務規則（昭和40年規則第13号）第104条の規定により、次のとおり公告する。

平成29年1月4日

宮津市長 井上正嗣

1 入札に付する事項

- (1) 工事名 養老日ヶ谷浄水場整備工事（その3）・養老日ヶ谷浄水場整備工事（その4）
 (2) 工事番号 宮簡水28第15号・宮簡水28第16号
 (3) 工事場所 宮津市宇日ヶ谷 地内
 (4) 工事概要 浄水場整備工事

前処理ろ過器 一式
 小型浄水装置 一式
 滅菌設備 一式
 電気計装設備 一式

(5) 工事期間 契約日の翌日から平成29年3月31日まで

(6) 本入札に係る契約は、養老日ヶ谷浄水場整備工事（その3）と養老日ヶ谷浄水場整備工事（その4）の分割契約とする。

2 契約条項を示す場所及び契約に関する事務を担当する組織の名称、所在地等

担当部署 宮津市総務部財政課（管財契約係）

宮津市役所本館3階

郵便番号 626-8501

所在地 京都府宮津市字柳縄手345-1

電話番号 0772-45-1611

FAX番号 0772-25-1691

E-mail kanzai@city.miyazu.kyoto.jp

3 入札に参加する者に必要な資格

(1) 許可の種類 機械器具設置工事業に係る建設業の許可

(2) 許可業種 機械器具設置工事

(3) 許可区分 特定建設業許可

(4) 総合評定値 1000点以上

（機械器具設置工事に係る経営事項審査に基づく総合評定値P）

(5) 営業所所在地 日本国内に本社又は営業所を置く者

(6) 施工実績 過去20年間に、元請負又は一次下請けで、浄水能力300m³/日以上の上向流式前処理ろ過装置、薬品沈殿設備及び急速ろ過装置の製造、組立、据付及び保守点検の実績があること。

(7) 配置予定技術者 監理技術者又は主任技術者として「機械器具設置工事」に係る監理技術者又は主任技術者資格を有し、自社と直接的かつ恒常的な雇用関係にある技術者を工事現場に専任で配置できること。

なお、下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円以上となる場合は、監理技術者を配置すること。

(8) その他 「条件付一般競争入札実施要領」第3条第1項に示す事項のとおり。

4 入札参加資格確認申請時の提出書類

(1) 条件付一般競争入札参加資格確認申請書（別記様式1）

(2) 条件付一般競争入札参加資格確認資料

ア 3に掲げる建設業許可証明者の写し

イ 経営事項審査結果通知書の写し（最新のもの）

ウ 営業所一覧表

エ 工事の施工実績調書（別記様式2）

3に掲げる資格があることを判断できる工事の施工実績を少なくとも1件記載すること。

オ 配置予定技術者調書（別記様式3）

3に掲げる資格があることを判断できる配置予定技術者（以下「技術者」という。）の資格及び工事の経験を記載すること。この場合において、技術者が条件付一般競争入札参加資格確認申請時に特定できない場合は、複数の候補者を記入することができるが、その場合は、全ての候補者について条件を満足していなければならない。

なお、調書に記載された技術者は、契約工期中、当該工事に専任できるものとし、他工事との重複及び営業所専任技術者の配置は認めない。

また、施工に当たって調書に記載した技術者の変更ができるのは、死亡、病休、退職等極めて特別な場合に限る。

技術者は、自社と直接的かつ恒常的な雇用関係にある技術者を記載すること。

この場合、恒常的な雇用関係とは、条件付一般競争入札参加資格確認申請の日以前に3か月以上の雇用関係があることをいう。

カ 確認資料

次に掲げる書類を提出すること。

(ア) エの工事の施工実績及びオの技術者の経験として記載した工事に係る契約書の写し及びそれらの工事の内容が確認できる図書等の写し

(イ) オの技術者の資格要件を証明するものの写し及び自社と直接的かつ恒常的な雇用関係にある技術者であることを証明するものの写し

5 入札手続等

(1) 条件付一般競争入札参加資格確認申請書等の配布期間

平成29年1月4日(水)から平成29年1月13日(金)までの午前9時から午後5時まで(期間中の土曜日、日曜日、祝日等閉庁日を除く。)

※申請書等は、宮津市ホームページに掲載する。

(2) 設計図書等の閲覧期間

平成29年1月4日(水)から平成29年1月25日(水)までの午前9時から午後5時まで(期間中の土曜日、日曜日、祝日等閉庁日を除く。)

閲覧場所 2に示す担当課と同じ

※設計図書等は、宮津市ホームページに掲載する。

(3) 条件付一般競争入札参加資格確認申請書等の受付

平成29年1月4日(水)から平成29年1月13日(金)までの午前9時から午後5時まで(期間中の土曜日、日曜日、祝日等閉庁日を除く。)

ただし、郵送の場合は平成29年1月13日(金)の午後4時までに必着とする。

(4) 質問の受付

設計図書等に関する質問

平成29年1月25日(水)まで

ただし、郵送の場合は平成29年1月25日(水)の午後4時までに必着とする。

(5) 回答の閲覧

設計図書等に関する回答

平成29年1月27日(金)に宮津市ホームページに掲載する。

※申請書、入札等に関する質問は、随時口頭により回答する。

(6) 入札日時及び場所

平成29年1月31日(火)午前11時00分

宮津市役所本館南棟1階第2会議室

(7) その他

入札参加者は、入札書と併せてその内訳を記載した工事費内訳書を提出すること。

6 入札参加資格の確認

条件付一般競争入札参加資格確認申請書を受け付けた後、入札参加者資格の有無を確認し、別途通知する。

7 入札参加資格の喪失

申請書受付後、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、当該工事の入札に参加することができないこととする。

(1) 3の入札参加資格要件を満たさなくなったとき。

(2) 申請書に虚偽の記載をしたことが判明したとき。

8 入札の方法等

(1) 入札は、出席者のみによって行い、執行回数は3回以内とする。

(2) 代理人により入札しようとするときは、委任状を入札前に提出すること。

(3) 郵便による入札は認めない。

(4) 入札金額は「千円止め」とする。

(5) 次の各号に該当するときは、無効又は失格とする。

ア 入札に参加する資格のない者が入札したとき。

イ 同一人にして同じ入札に2以上の入札(他人の代理人としての入札を含む。)をしたとき。

ウ 入札に関し談合等の不正行為又はその疑いのある行為をしたとき。

エ 金額、氏名、印鑑及び重要な文字の誤脱若しくは不明な入札書又は金額を訂正した入札書で入札したとき。

オ 入札関係職員の指示に従わない等、入札会場の秩序を乱したとき。

カ その他入札条件に違反したとき。

キ 最低制限価格未満の価格で入札したとき。

ク 事前公表した予定価格を超える価格で入札したとき。

9 落札者の決定方法

落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載し、予定価格の範囲内で最低の価格で入札した者を落札者とする。

ただし、最低制限価格未満の価格で入札した者は失格とする。

10 予定価格

予定価格は、142,041,600円(消費税含む。)とする。

11 入札保証金及び契約保証金に関する事項

(1) 入札保証金については、免除とする。

(2) 契約保証金については、落札者は請負代金の100分の10以上の額を契約の締結と同時に納入しなければならない。この場合において、銀行その他市長が確実と認める金融機関又は保証事業会社(公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。)の保証、公共工事履行保証証券による保証又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金の納付に代えて、その保証を付さなければならない。

12 支払条件

(1) 前払金

請負代金の額の4割以内とする。

(中間前払金として、工事の中間段階で一定の要件を満たしている場合に、請負代金の額の2割以内で前払金を追加できる。)

(2) 部分払

部分払いは、3回までとする。

13 その他

(1) 落札者は、配置予定技術者調書に記載した技術者を当該工事に配置すること。

(2) その他については、宮津市財務規則及び「条件付一般競争入札実施要領」の規定に示すとおりとする。

※技術者の配置については、宮津市ホームページに掲載している「建設工事と技術者の配置について」を遵守すること。

* * *

宮津市公告第2号

条件付一般競争入札の実施について

平成28年度宮津市重要文化的景観整備工事(神風楼)実施設計業務(宮教社委第4号)の委託契約について、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6及び宮津市財務規則(昭和40年規則第13号)第104条の規定により、次のとおり公告する。

平成29年1月4日

宮津市長 井上正嗣

1 入札に付する事項

(1) 業務名 平成28年度宮津市重要文化的景観整備工事(神風楼)実施設計業務

(2) 業務番号 宮教社委第4号

(3) 業務場所 宮津市宇江尻地内

(4) 業務概要 「実施設計委託業務特記仕様書」及び「実施設計委託一般仕様書」のとおり

『神風楼』

木造 3階建1,015.91㎡(竣工年:昭和3年)

- (5) 業務期間 契約日の翌日から平成29年3月27日まで
- 2 契約条項を示す場所及び契約に関する事務を担当する組織の名称、所在地等
担当課 宮津市教育委員会事務局社会教育課(文化振興係)
宮津市役所別館4階
郵便番号 626-8501
所在地 京都府宮津市字柳縄手345-1
電話番号 0772-45-1669
FAX番号 0772-22-8438
E-mail s-kyoiku@city.miyazu.kyoto.jp
- 3 入札に参加する者に必要な資格
- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
(2) 国又は地方公共団体の指名停止期間中でない者であること。
(3) 平成28年度宮津市測量等業務指名競争入札参加資格者名簿に登録された者であること。
(4) 建築士法(昭和25年法律第202号)第23条の規定に基づく一級建築士事務所登録をしており、一級建築士が2名以上在籍していること。
(5) 営業所所在地 近畿圏内に本社又は営業所を置く者
(6) 業務実績 実施設計業務で、業務概要と同種の伝統的木造建築の修理に係る業務の元請として実績のあること。
※同種の伝統的木造建築とは、国指定、登録、選定文化財で築後50年を経過したものとする。
- 4 入札参加資格確認申請時の提出書類
- (1) 条件付一般競争入札参加資格確認申請書(別記様式1)
(2) 条件付一般競争入札参加資格確認資料
ア 平成28年度宮津市測量等業務入札参加資格審査結果通知書の写し
イ 一級建築士事務所登録通知書の写し、所属建築士名簿及び所属一級建築士の免許証の写し等
ウ 営業所一覧表
エ 業務の完了実績調書(別記様式2)
前記3(6)に掲げる資格があることを確認できる業務の完了実績を1件以上記載すること。
オ 業務の完了実績調書に記載の業務で、施設の延べ面積及び建築年代等の内容が確認できる図書等の写し
- 5 入札手続等
- (1) 「条件付一般競争入札参加資格確認申請書」等の配布期間
平成29年1月4日(水)から平成29年1月13日(金)までの午前9時から午後5時まで(期間中の土曜日、日曜日及び祝日等を除く。)
*) 申請書等については、宮津市ホームページに掲載する。
- (2) 設計図書等の閲覧期間
平成29年1月4日(水)から平成29年1月18日(水)までの午前9時から午後5時まで(期間中の土曜日、日曜日及び祝日等を除く。)
閲覧場所 2に示す担当課
*) 設計図書については、宮津市ホームページに掲載する。
- (3) 入札参加資格確認申請書等の受付
平成29年1月4日(水)から平成29年1月13日(金)までの午前9時から午後5時まで(期間中の土曜日、日曜日及び祝日等を除く。)
ただし、郵送の場合は平成29年1月13日(金)の午後5時までに必着とする。
- (4) 設計図書に関する質問の受付
平成29年1月18日(水)までに、設計図書に関する質疑書(別記様式3)を提出すること。
ただし、郵送又はFAXの場合は平成29年1月18日(水)の午後5時までに必着とする。
- (5) 設計図書に関する回答の閲覧
平成29年1月20日(金)に宮津市ホームページに掲載する。
*) 申請書、入札事務に関する簡易な質問は、随時口頭により回答する。
- (6) 入札日時及び場所
平成29年1月24日(火) 午前11時

宮津市役所南棟 1 階第 2 会議室（予定）

6 入札参加資格の確認

条件付一般競争入札参加資格確認申請を受け付けた後、入札参加者資格の有無を確認し、別途通知する。

7 入札の方法

(1) 入札は、出席者のみによって行い、執行回数は 3 回以内とする。

(2) 代理人により入札しようとするときは、委任状を入札前に提出すること。

(3) 郵便による入札は認めない。

(4) 入札金額は「千円止め」とする。

(5) 次のいずれかに該当するときは、無効又は失格とする。

ア 入札に参加する資格のない者が入札したとき。

イ 同一人にして同じ入札に 2 以上の入札（他人の代理人としての入札を含む。）をしたとき。

ウ 入札に関し談合等の不正行為又はその疑いのある行為をしたとき。

エ 金額、氏名、印鑑及び重要な文字の誤脱若しくは不明な入札書又は金額を訂正した入札書で入札したとき。

オ 入札関係職員の指示に従わない等、入札会場の秩序を乱したとき。

カ その他入札条件に違反したとき。

8 落札者の決定方法

落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 8 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 108 分の 100 に相当する金額を入札書に記載し、予定価格の範囲内で最低の価格で入札した者を落札者とする。

9 予定価格

予定価格は、1,490,400 円（消費税含む。）とする。

10 入札保証金及び契約保証金に関する事項

入札保証金及び契約保証金は、免除とする。

11 その他

その他については、宮津市財務規則の定めるところによる。

水 道 企 業

〈 告 示 〉

宮津市水道告示第 6 号

宮津市指定給水装置工事事業者を指定したので、宮津市指定給水装置工事事業者に関する規程（平成 10 年水管規程第 2 号）第 10 条の規定により告示する。

平成 28 年 12 月 28 日

宮津市水道事業

宮津市長 井 上 正 嗣

指定番号 宮水道指定第 S16133 号

(1) 名 称 三好設備

(2) 所在地 舞鶴市字行永 2003 番地の 6

(3) 代表者 三 好 潤

教育委員会

〈告 示〉

宮津市教育委員会告示第18号

平成28年第15回宮津市教育委員会定例会を次のとおり招集する。

平成28年12月19日

宮津市教育委員会
教育長 藤 本 長 壽

- 1 日 時 平成28年12月22日(木) 午後1時30分
- 2 場 所 宮津市役所 第2会議室

選挙管理委員会

〈告 示〉

宮津市選挙管理委員会告示第41号

宮津市条例（市税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関するものを除く。）の制定又は改廃の請求に要する有権者総数の50分の1の数、宮津市の事務の執行に関する監査の請求に要する有権者総数の50分の1の数並びに合併協議会設置の請求に要する有権者総数の50分の1の数は、次のとおりである。

平成28年12月2日

宮津市選挙管理委員会
委員長 堀 口 善 一

3 2 8 人

* * *

宮津市選挙管理委員会告示第42号

宮津市議会の解散の請求に要する有権者総数の3分の1の数及び宮津市の議会議員、市長、副市長、選挙管理委員若しくは監査委員の解職の請求又は教育委員会の教育長若しくは委員の解職の請求に要する有権者総数の3分の1の数は、次のとおりである。

平成28年12月2日

宮津市選挙管理委員会
委員長 堀 口 善 一

5, 4 6 2 人

* * *

宮津市選挙管理委員会告示第43号

合併協議会設置協議について選挙人の投票に付することの請求に要する有権者総数の6分の1の数は、次のとおりである。

平成28年12月2日

宮津市選挙管理委員会
委員長 堀 口 善 一

2, 7 3 1 人

農 業 委 員 会

《 告 示 》

宮津市農業委員会告示第13号

宮津市農業委員会総会を次のとおり招集する。

平成28年12月 2 日

宮津市農業委員会

会長 藤 井 忠

1 日 時 平成28年12月 7 日 (水) 午前 9 時30分

2 場 所 宮津市役所 第 5 会議室

3 議 題

議第32号 農地法第 3 条の許可申請に係る許可について

議第33号 農地法第 5 条の許可申請に係る意見について

議第34号 非農地証明について

議第35号 農用地利用集積計画について